事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	６．　議会の議員の定数及び任期の取扱い	協議細目	
調整方針	（案） 市町村の合併の特例に関する法律第６条第２項の規定を適用し、関市の議会議員の残任期間に限り、編入される町村の選挙区の定数を加えた数とし、その選挙区の定数は次のとおりとする。 洞戸村の区域　1人　板取村の区域　1人　武儀町の区域　1人　上之保村の区域　1人　武芸川町の区域2人 合併後最初に行われる一般選挙については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の定数は次のとおりとする。 関市の区域　19人　洞戸村の区域　1人　板取村の区域　1人　武儀町の区域　1人　上之保村の区域　1人　武芸川町の区域２人 将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、その後、新市において調整するものとする。		
項目	参考資料		
	資料は、第１０回合併協議会（１６年４月２７日）に提出済み。　（Ｐ２３）		